時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價郵送料廣告料は左の如し
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月刊休刊
〇時事新報社より直接に郵送スルモノハ右定價ノ外に一箇月十三錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報定價

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付
東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるみと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

第三千四百七十八號
明治廿五年十月二十日 木曜日
舊暦壬辰八月三十日（乙酉）
日入午後五時五十三分
月出午前四時五十八分
月入午後四時六分
滿潮午前五時四十六分
干潮午後五時二十一分
（西暦一千八百九十二年）

（本號八面）（明治廿五年十月二十日遞信省書認可）　明治二十五年十月二十日　（定價金二錢）

教育の説

學問は人の家に居り世に處する爲めの方便なり學問を外にして居家處世の道あらば必ずしも書を讀み理を講ずるの要用なけれども人間萬事學問の道理に外るゝものなきゆゑに教育を大切にするみとなり左れば教育は人生に缺く可らざるものとして其教育法に二様の別あれば其區別を明にせざる可らず即ち一は單に之を身の嗜みとして勉るものと又一には其學び得たる學問を以て立身の資にするものと趣を異にするが故に凡そ世間の父母たる者は子の爲めに謀りて豫め教育の方向を定むるみと肝要なる可し例へば農工商の家産既に豐にして其子に家業を讓らんとするものか左なくも之を實業社會に入れて身を立てしめんとする者は必ずしも深く專門の學業を得せしむるに及ばず唯一通りの教育を授け學問の大體を心得るのみにて事足る可し之に反して家道の紙合もあり又その子の性質もあるみとなれば到底學問を本職にして身を立てしむるの外なしと認るときは專門を極めて高尚の處にまで達せしめざる可らず醫師法律家その他諸科の技師教師等にして是等は曾その學び得たる學問を利用して私の生計を營み又公衆を利する者なり之を喩へば宗教は人生に缺く可らざるものとして專門に之を極め之を説き以て身を立つる者を僧侶と名け其教を身の嗜みとして之を信じ大體の意旨を心得て朝夕忘れざる者を信者と名け双方の間に明なる區別あるが如し子を為して學問の僧侶たらしむるか又は其價者たらしむるか父母の熟考を要する所にして子の爲めには生涯の一大事なりと知る可し世間或は千金の子にして法律等の專門に入り學業未だ成らずして早く既に家道を忘れ遂に小吏と爲り又小政客と爲り却て家を亡ぼしたるの事例なきにあらず畢竟父母たる者が子の爲めに教育の法を誤りたるの罪なり右に陳る所大に違ふみとなしとして社會の全體を見るに生涯學者を以て身を立て所謂學問の本職僧侶たらん者は是非とも專門の業を研究して深きに達せざる可らず其人に在ては一身の名譽、公けの爲めに謀れば國の光にして萬人等閑に附す可き事にあらざれども廣き全國中には學問を本職にせずして唯その大體の知見を要する者多きが故に其區別を明にせざる可らず即ち一は單に之を身の嗜みとして勉るものと又一には其學び得たる學問を以て立身の資にするものと趣を異にするが故に凡そ世間の父母たる者は子の爲めに謀りて豫め教育の方向を定むるみと肝要なる可し例へば農工商の家産既に豐にして其子に家業を讓らんとするものか左なくも之を實業社會に入れて身を立てしめんとする者は必ずしも深く專門の學業を得せしむるに及ばず唯一通りの教育を授け學問の大體を心得るのみにて事足る可し之に反して家道の紙合もあり又その子の性質もあるみとなれば到底學問を本職にして身を立てしむるの外なしと認るときは專門を極めて高尚の處にまで達せしめざる可らず醫師法律家その他諸科の技師教師等にして是等は曾その學び得たる學問を利用して私の生計を營み又公衆を利する者なり之を喩へば宗教は人生に缺く可らざるものとして專門に之を極め之を説き以て身を立つる者を僧侶と名け其教を身の嗜みとして之を信じ大體の意旨を心得て朝夕忘れざる者を信者と名け双方の間に明なる區別あるが如し子を為して學問の僧侶たらしむるか又は其價者たらしむるか父母の熟考を要する所にして子の爲めには生涯の一大事なりと知る可し世間或は千金の子にして法律等の專門に入り學業未だ成らずして早く既に家道を忘れ遂に小吏と爲り又小政客と爲り却て家を亡ぼしたるの事例なきにあらず畢竟父母たる者が子の爲めに教育の法を誤りたるの罪なり右に陳る説明として昨日の紙上に記したる事實の中には成程當時の新聞紙に散見したるものもあらんなれども天津條約に附帶する照會の本文中にある日本の民人本多敗之輔妻等の供收に對しては支那政府が如何に究訊し如何に始末し如何に處罰したるやは英字新聞にも清字新聞にも將た内國の新聞にも我輩の未だ曾て見ざる所なり此事實に就ては更に記者の説明を望む所なれども貴重の紙面を塡むるを敢て せずとあれば夫まで として窮問せざる可し左れば「焔々たる事實」の記憶に就て時事新報記者が毫けたるか日々新聞記者が毫けたるかは世人の判斷に一任するみとゝして抑も日々記者が天津條約の説に對し傍より喙を容れて平地に波瀾を起さしめたるは如何なる意志に出でたるや吾々の解せざる所なり此條約廢止が果して國家の不利なるか又は假令ひ之を廢するも今は其時節に非ずと云ふが如きも何か其邊に意味もあらんには語法を靜にして徐々に説くみを學者の本意ならずや其説にして果して是なれば吾々は筆を閣するに吝ならざる者なり然るに日々記者が前後左右を顧みず唯徒に人を馬置し言葉穢く絶叫して他の言論を妨げんとするが如きは大切なる國家問題に對して謹む所を知ざるものと云はざるを得ず然りと雖も記者にして此時節を顧みず尚ほ云々する所あらんとなれば我輩は幾回にても其相手たるを辭せざる可し

○伯州米子に於ける品川子一行の演説會　國民協會員品川子の一行は去る十四日伯州米子に着し午後三時頃より同地尾高町の朝日座に於て政談演説會を開きたり先づ關西協會員渡部駛水氏登壇して開會の旨趣を述べんとするやハヤ場内ワヤ〳〵と騒ぎ立しかば同氏は若しも本會の演説を妨害せんとする如き馬鹿者あれば直に摑み出すぞと頻りに馬鹿々々と叫びたりしかば聽衆は益々激動したるにより臨監警部は辯士に向ひ馬鹿の語調は穏かならずと注意したり此時一人の壯士現はれ出で開會の旨趣なれば何故に其旨趣を述べぬにやと詰りたるに國民協會派の壯士は此壯士の襟髮を引ッ摑んで引摺り出さんと試みしに聽衆は斯くと見るより總立ちとなり其の騒擾一方ならざりしが警官の盡力により立て以前の壯士を場外に出し漸く鎮靜に歸するを得たる次に山崎重太郎氏の演説あり夫れより和田彦次郎氏は民黨に賛すと云へる題にて一時間許辯ぜしが批評百出場内沸くが如く其内一隅に當り火事よ〳〵と叫びしに場内再び總立ちとなり木戸口見掛けて我先きにと駈け出さんとするを警官は無根なり決して火事なしとて之を制止したり和田氏は面に朱を濯ぎ尚ほも演説を續けたり次は藪廣光氏にて聽衆喧囂の爲め僅か十五分時間にて降壇す次に上田基哉氏登壇せしも聽衆の退場する者多かりしかば中途にて演説を止め之れにて閉會せり夫れより端蓮寺に於て懇親會を開きしに出席者百二三十名にて渡部芳造氏開會の趣旨を述べ品川子和田藪氏等の演説小倉直八氏の祝文朗讀ありて中々盛會なりしと云ふ

○西郷伯の一行　去る十五日午前六時宮城縣刈田郡の白石停車場を發して規程停車場に到り同地有志者の請求に依り古庄大岡の二氏演説を爲し伯の挨拶ありて角田町に至りしが同地は自由黨の多きにも係はらず萬歳の旗を立て烟花を打揚げて出迎する等一層目立ちて土地の有力家氏家氏方に休憩後寺院に於て僅はせる演説會にも傍聽者甚だ多く二千五百名以上に亘りて場内狹隘を告ぐる許りの間に新説を爲し終りて懇親會の挨拶古庄氏及び同縣の演説ありて盛宴を張り同日の午前一時規程発の一隊先きに立ち許多の市中の雑沓を來せり午後説會を開き山名外三氏の撰擧地は首藤陸三氏の撰擧顔ふる盛なる地なれば者を爲すもの尠からざりし午後六時銃屋にて懇親會志者の謝辭古庄大岡二氏結果を得たりと云ふ

○丈八尺の銀像　合衆國會へ純金銀にて鑄造せる造は臺を金にて製し此價尺の像を置き之を銀にて別にして金銀各々其他だ詳ならざれども模型云ふ而して其像は何人を アダ レハンと稱する名の美人にして體格と云を完備し其模範となるべ左れば體格と容貌は寸分邪正を司る天神が左手之を振り上げて地球の表るものゝよし

○品川丸遭難の詳報　日郵船會社西廻り各地寄午後十時三十分神戸を發十四日午前四時三十分なる暗礁に乘り上げたは未明の事として深霧の處は通常航路にあらず又に多數の瀛船に出遇ひ之上げたるか或は船中に何ふ此の懸触の外面に損傷が喞筒を以て排水しつゝげたれば船底は海底に達置きたる澤山の砂糖は埠の方は一切無事なれども の上海行神戸丸は定期時遭難地に立寄り相當の日喞筒其他排水器等急施向ひ現場に着する上は戸に引き返し十九日出發する筈なり品川丸は らば神戸に曳き來りて更 ○横濱商業學校の秋季運動の爲め午 十五日秋季運動の爲め生下金澤地方へ向け警備行動演習を擧行し同夜金澤 したるよし

官報

○遞信省告示第二百四十七號
來十一月一日左記各局ニ於テ小爲替振出事務ヲ取扱ハシム

明治廿五年十月十九日　遞信大臣伯爵黑田清隆

下總國香取郡潮川郵便局　越中國上新川郡五百石町郵便局
長門國厚狹郡厚狹郡便局　豐前國田川郡添田郡便局

○警察令第二十一號
明治二十五年（二月）警察令第十一條中左ノ一項ヲ追加ス

第十一條
支廨所ニ於テ牛馬ヲ支廨若クハ撲殺セントスルトキハ所轄警察署又ハ獣畜屠出所ニ屆出檢査ヲ受クヘシ但其肉類ノ取扱ハ特ニ警察官吏ノ指揮ニ從フヘシ

警察令第二十一號發布
警察令第二號魚獸化製塩取締規則（明治二十五年二月三日）補條
第十一條　支廨所外ニ於テ牛馬類ヲ支廨若クハ撲殺スルコトヲ得ス

雜報

○東京日々新聞が所謂「事實の焔々たるもの」云々の

時事新報には毫號詳細なる商況物價の報告あり